小規模個人再生による再生計画取消

平成１６年（再イ）第３４２号

札幌市西区発寒６条８丁目５番６－203号（認可決定時の住所）札幌市豊平区月寒東１条18丁目４番５－402号

再生債務者　安部　英明

１　主文　本件再生計画を取り消す。

２　理由の要旨　平成16年10月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年10月１日

札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第３８１号

神奈川県川崎市宮前区犬蔵１－４－25－502

再生債務者　梶並　謙二

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成27年９月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第４号

新潟県糸魚川市上刈２丁目12番１号　黒部川電力上刈社宅102

再生債務者　日野　浩幸

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成27年10月１日　新潟地方裁判所高田支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１号

埼玉県富士見市針ケ谷２丁目11番地９　ヴィルヌーブみずほ台201

再生債務者　並木　和宏

１　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年10月21日まで

４　一般異議申述期間　平成27年11月４日から平成27年11月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再ロ）第１００３６号

東京都江東区大島８－21－13－209

再生債務者　鈴木　誠

１　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年10月27日まで

４　一般異議申述期間　平成27年11月10日から平成27年12月１日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１０００１号

茨城県常総市国生1440番地27

再生債務者　坪谷　亮

１　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年10月28日まで

４　一般異議申述期間　平成27年11月11日から平成27年12月２日まで

水戸地方裁判所下妻支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１号

北海道広尾郡広尾町公園通北２丁目12番地13

再生債務者　田中　敦史

１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月18日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成27年10月26日まで

平成27年10月１日

釧路地方裁判所帯広支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いています。

平成二十七年十月九日

山形県長井市成田一四七三番地

（甲）農事組合法人成田農産

理事　飯澤　和郎

山形県長井市成田二七六三－二番地

（乙）農事組合法人高関ライスセンター

利用組合

理事　飯澤　和郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.pharmarise.com/

（乙）http://www.pharmarise.com/

（丙）http://www.pharmarise.com/

平成二十七年十月九日

東京都中野区中央一丁目三八番一号

（甲）ファーマライズ株式会社

代表取締役　小高　芳夫

東京都練馬区北町一丁目三〇番三号

（乙）株式会社北町薬局

代表取締役　松浦　恵子

東京都大田区大森北一丁目三四番五号

（丙）株式会社東京みなみ薬局

代表取締役　田仲　義弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

効力発生日は平成二十七年十二月一日であり、甲および乙における株主総会の承認決議は平成二十七年十月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.kokubu.co.jp/PR

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年四月二十八日

掲載頁　一〇六頁（号外第九十八号）

平成二十七年十月九日

東京都中央区日本橋一丁目一番一号

（甲）国分株式会社

代表取締役　國分勘兵衛

東京都中央区日本橋一丁目一番一号

（乙）国分フードクリエイト東京株式会社

代表取締役　山崎　佳介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散するにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月七日

掲載頁　八十七頁（号外第一五二号）

（丙）掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　平成二十七年六月二十七日

掲載頁　二十六頁

（丁）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月十日

掲載頁　一三七頁（号外第一五五号）

平成二十七年十月九日

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

（甲）旭化成株式会社

代表取締役　浅野　敏雄

大阪市北区中之島三丁目三番二三号

（乙）旭化成せんい株式会社

代表取締役　高梨　利雄

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

（丙）旭化成ケミカルズ株式会社

代表取締役　小林　友二

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

（丁）旭化成イーマテリアルズ株式会社

代表取締役　高山　茂樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十七年十月九日

愛知県名古屋市中川区舟戸町二番三七号

（甲）株式会社シーエスロジネット

代表取締役　高木　敏明

東京都台東区台東一丁目二四番九号

（乙）株式会社ＣＳＭＥ

代表取締役　松嵜　博之